東峰村の「小さな宝」認定申請書(新規・変更)

令和 年 月 日

東峰村農林業振興協議会長 様

申請者	住 所		
	電 話	_	_
	氏 名		

東峰村の「小さな宝」認定審査規約第3条の規定に基づき、認定を受けたいので申請します。 認定申請を行うにあたり、次に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合又は申請者としてふさわしくない行為があった場合は、申請を取り消されても、何ら異議を申し立てません。

1	農林水産物・加工品名	
2	原材料	
3	原材料の仕入先	
4	販売可能期間	
5	販売単価	
6	年間生産・製造・販売量	(販売開始1年未満は見込み)
7	現在の流通販売範囲	①村内 ②県内 ③他県 () ④その他 ()
8	主な販売場所	
9	品質の管理方法	
10	生産・加工施設の所在地	施設名 <pre>住 所 (電話 — —)</pre>
11	農林水産物・加工品の特長	